

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月6日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 北茨城市中郷町日棚 644-55
氏 名 サラヤ株式会社関東工場
工場長 楠田 和也

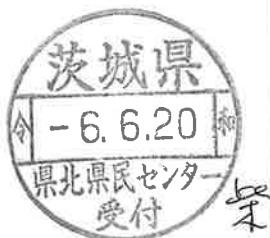
電話番号 0293-30-8383

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	サラヤ株式会社 関東工場
事業場の所在地	北茨城市中郷町日棚 644-55
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

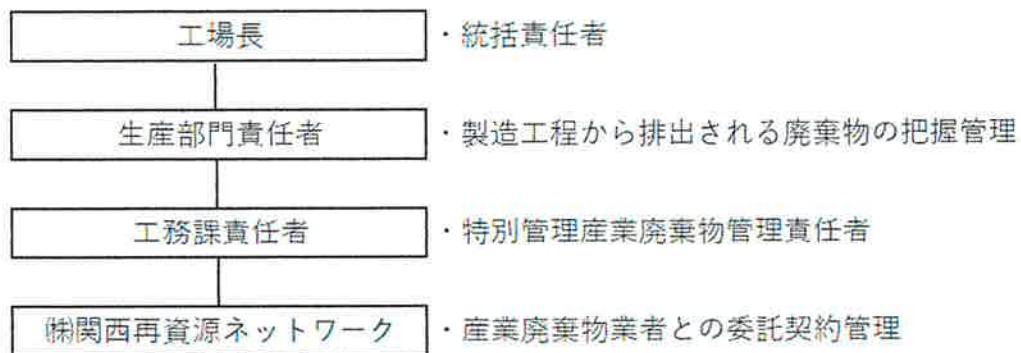
①事業の種類	16 : 化学工業
②事業の規模	前年度製品出荷額：13,067,216千円
③従業員数	292名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり



(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙2のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ類の一部を洗浄分別により、有価物として排出 金属類、段ボール類も分別し有価物として排出 アルコール廃油類、動植物性残さも有価物として排出
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物分別指導の継続、及び廃棄物置き場の巡視 有価引き取り業者の開拓

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		該当なし	
		【前年度（ 年度） 実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
		【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		該当なし	
		【前年度（ 年度） 実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した取組)	
		【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		該当なし
		【前年度（ 年度）実績】
①現状	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		別紙3のとおり
		【前年度（ 年度）実績】
①現状	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

当該事業所において現に行っている事業に対する事項

④産業廃棄物の一連の処理工程

分類	種類	区分	委託処理 (中間・最終処理)
混合プラスチック類 (容器包装類)	プラスチック容器(破損、汚損、紙パレル貼付け) キャップ、ポンプヘッド(軽金属混じり可能) 雨傘、塩ビ管(その他樹脂製のもの) スリーブパッケージ、小さなプラスチック部品、作業靴 BIB容器、樹脂フィルター類 原料フレキシパック、多量の発泡スチロール ホース類(長尺のものは切断する)	産業廃棄物	焼却・熱回収
ガラスくず	薬瓶(試薬瓶)など 試験管、ガラスピペット、フラスコなど 陶磁器類	産業廃棄物	破碎・路盤材
乾電池	アルカリ、マンガン、コイン	産業廃棄物	ばい熱
水銀使用製品産業廃棄物	UVランプ	産業廃棄物	ばい熱
木くず	木パレット 木端(釘、コルク混じり可能)	産業廃棄物	破碎・再生
汚泥	無機性汚泥 有機性汚泥	産業廃棄物	脱水・埋立
廃液	廃油 廃酸	産業廃棄物	中和・焼却・下水放流
オフィスペーパー (紙類) ダンボール (紙類)	コピー用紙、上質紙など ダンボール紙、ボール紙 紙管(ストレチフィルム芯など) カタログ(雑誌)	有価物	再生
布類①	古着のみ ※作業服や汚損状態の布は不可	有価物	再生
金属類	一斗缶、ペール缶(香料缶など) スプレー缶、原料ドラム缶 他金属類 (鉄、ステン、真鍮、電線など)	有価物	再生
プラスチック	原料容器 プラスチックパレット	有価物	再生
樹脂ドラム缶	樹脂製の原料ドラム	有価物	再生
ビニール/ラップ (ストレチフィルム)	部材の梱包ビニール袋 製品包装のラップ(ストレチフィルム) 製品梱包のPPバンド等	有価物	再生
動植物性残さ	エリスリトール類	有価物	飼料

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状【前年度（令和5年度）実績】1065t

産業廃棄物の種類	汚泥	余剰汚泥	廃酸	廃アルカリ	廃プラ（紙おむつ）	廃プラ（プラスチック製用容器包装）	木くず	乾電池	ガラスくず	廃油
排出量	84.9t	169.5t	1t	781.6t	0.14t	7.9t	19.5t	0.5t	0.1t	0.01t

これまでに実施した取り組み

- ・廃プラ類の一部を分別洗浄により、有価物として排出
- ・動植物性残さを有価物として排出（飼料の原料）
- ・業務フロー及び手順書の見直しにより製造ロスの削減

②計画【目標（令和6年度）】1646t

産業廃棄物の種類	汚泥	余剰汚泥	廃酸	廃アルカリ	廃プラ（プラスチック製用容器包装）	木くず	乾電池	ガラスくず	廃油
排出量	110t	240t	240t	1020t	10t	25t	0.5	0.1	0.5t

今後実施する予定の取組

- ・引きつき上記取り組みを実施
- ・有価引き取り業者の開拓
- ・新棟稼働及び生産量の増産に伴い、排出量は増加計画

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	余剰汚泥	腐酸	廃アルカリ	廃プラ (紙おむつ) 容器包装)	木くず	乾電池	ガラスくず	廃油
全処理委託量	84.9t	169.5t	1t	781.6t	0.14t	7.9t	19.5t	0.5t	0.1t
優良認定処理業者への処理委託量	1.35t		1t	781.6t	0.14t	7.9t		0.5t	0.01t
再生利用業者への処理委託量				382.5t			19.5t	0.5t	0.1t
認定熱回収業者への処理委託量									
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	83.5t	169.5t	1t	399.1t	0.14t	7.9t			0.01t

これまでに実施した取り組み

環境省の優良さんばいナビや地元の産廃業者並びに関連企業からの情報とともに業者の選定をしている。
定期的に許可証の見直しや、マニュフェストの最終処分地と契約書の最終処分地の確認などもおこない、
委託順守ができるかどうか確認している。

②計画【目標（令和6年度）】

産業廃棄物の種類	汚泥	余剰汚泥	廃酸	廃アルカリ	廃プラ (プラスチック製用容器包装)	木くず	乾電池	ガラスくず	廃油
排出量	110t	240t	240t	1020t	10t	25t	0.5t	0.1t	0.5t
優良認定処理業者への処理委託量			240t	1020t	10t		0.5t	0.1t	0.5t
再生利用業者への処理委託量				400t		25t	0.5t	0.1t	
認定熱回収業者への処理委託量									
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	110t	240t	240t	620t	10t				0.5t

今後実施する予定の取組

引きつづき上記取り組みを実施し、優良認定処理業者や再生利用業者への委託を優先する。

現地監査を行い監査表を作成し、契約書通りに運用されているか確認する。

1646.1

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。